

NPO法人 ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会
被爆者運動に学び合う学習懇談会 シリーズ2

2016. 3. 19

被爆者問題をみつめる

茨城大学名誉教授・新潟医療福祉大学名誉教授

保健医療社会学 山手 茂

I. 自己紹介 補足

宇吹 暁『ヒロシマ戦後史』2014

II. 広島時代—戦争体験と被爆者問題

1. 私の戦争体験

2. 戦争被害体験の継承

- 1) 『はるかなる山河に』→『きけ わだつみのこえ』
- 2) 原爆被害者の体験
- 3) 被爆者調査・原水禁運動・救援運動
- 4) 『ヒロシマ・ノート』(大江)

III. 『ツル・パンフ』

1. 原水禁運動の分裂と被爆者運動の自立
2. 伊東壮氏の役割と私の役割

IV. 課題

1. 調査研究対象—被爆者リーダー、2世など
2. 調査研究方法—生活史、理論家
3. 核禁運動と被爆者援護運動との関係
4. 歴史のなかの被爆体験

== 資料 も く じ ==

資料 1	自己紹介（略歴、主要著書・論文、研究テーマ）	 2
資料 2	社会学・社会福祉学 50 年	 3
	—私の研究者ネットワーク体験—	=略=
資料 3	私の原体験とヒロシマ	 4～5
資料 4	遅れて原爆にかかわった教師として	 6
	『原爆被災証言記—忘れられた学徒たち—』県立広島女子大、第二 県女同窓有志、2007	
資料 5	1. 原爆被爆者問題と被爆体験の意義	 9
資料 6	2. 原爆被爆者と原水爆禁止運動	 8
	3. 原爆被爆体験と戦争体験の交流を	
資料 7	4. 原爆被爆二十周年をむかえた被爆者	 7
	5. 原爆被爆体験を原水禁運動に生かそう	
資料 8	大熊信行氏の家庭論への批判	 10
	『朝日ジャーナル』朝日新聞社、1963 年 10 月 8 日	=略=
資料 9	原爆被害問題と被爆者問題	 12～11
	『未来』No.47、1970、未来社	

《参考》図：原爆被害の諸要因の構造的関連	 11
『原爆被害の特質と「被爆者援護法」の要求—被爆者救援運動の発展のために』（つるパンフ）より。日本被団協、1966.10.15	

【別紙資料】 =略=

毎日新聞 2016.2.16～「'16 冬 ヒバクシャ」より

- ① 張本 勲さん（プロ野球評論家） 生涯消えぬ「油断するな」
- ⑤ 高東 征二さん（広島「黒い雨」の会事務局次長
福島との「共闘」に勇気

山手 茂 (やまて しげる)

【略 歴】

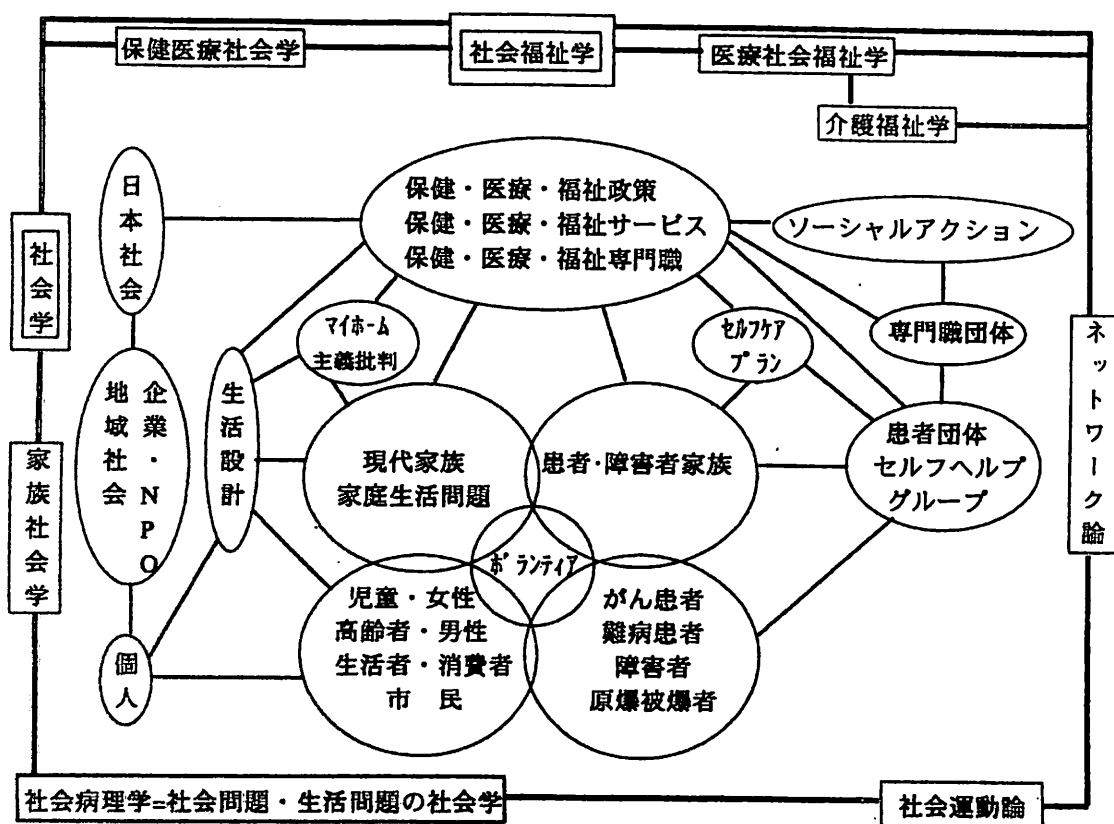
1932年 広島県福山市生まれ
'54年 東京大学社会学科卒業
'97年 社会福祉学博士 (東洋大学、第1号)
'54年 広島女子短期大学助手・助教授 (女子大学社会福祉学科設置計画担当)
'65年 広島女子大学助教授 (社会学・社会福祉学担当)
'66年 東京女子大学助教授 '72同大学教授 (日本被団協専門委員)
'73年 東京都神経科学総合研究所研究員 (日本医療社会事業協会資格制度委員長)
'78年 茨城大学教授・学生部長 (茨城県医療社会事業協会副会長)
'88年 東洋大学教授 (社会福祉学科への改組計画担当)・生涯教育センター長
2001年 新潟医療福祉大学教授・社会福祉学部長 '10年退職
この間、日本保健医療社会学会長、日本医療福祉学会長、日本介護福祉学会総務・出版
担当理事、日本学術会議福祉研連第16、17期委員、日本ソーシャルワーカー協会監事な
どを歴任
現在、茨城大学名誉教授、新潟医療福祉大学名誉教授、日本保健医療社会学会名誉会員

日本医療社会福祉学会名誉会員

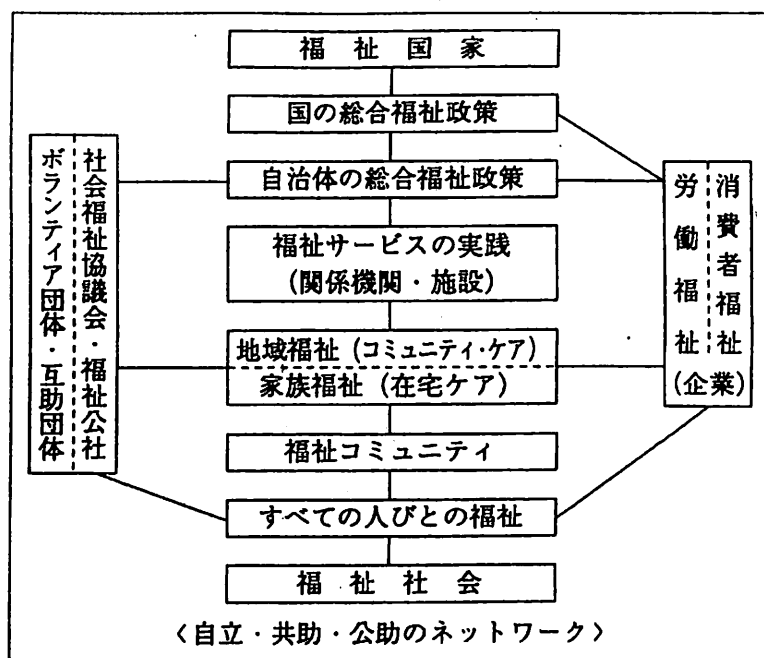
【主要著書・論文 (分野別)】

- (1) 『『被爆者援護法』はなぜ必要か』(『世界』'67年4月号)
『日本原爆論大系』第2巻 被爆者の戦後史 (共著、日本図書センター、'99年)
『被爆者関連政策』(仲村・一番ヶ瀬編『世界の社会福祉7 日本』(旬報社、2000年))
- (2) 『社会問題と社会福祉』(亜紀書房、'88年)
『福祉社会形成とネットワーキング』(亜紀書房、'96年、博士論文)
『社会学・社会福祉学50年』(三冬社、'01年)
『社会福祉専門職と社会サービス』(相川書房、'03年)
- (3) 『患者に福祉サービスを』(共編、法律文化社、'80年)
『医療ソーシャルワーカーの役割と専門技術』(共編、へるす出版、'82年)
『社会福祉士をすべての保健・医療・福祉施設に』(共編、日本地域社会研究所、'97年)
『私の実践・研究を振り返って (76) 個人的問題と社会的問題』(『社会福祉研究』
No106、'10年)
- (4) 『戦後社会福祉教育の50年』(共著、ミネルヴァ書房、'98年)
『保健・医療・福祉の研究・教育・実践』(共編、東信堂、'07年)
『関田保健社会学の形成と展開』(共編、東信堂、'13年)

社会学・社会福祉学の分野と研究テーマ (山手)



福祉社会の構造 (山手)



□ 社会学・社会福祉学の分野
○ 研究テーマ

資料3

私の原体験とヒロシマ

茨城大学名誉教授

山手 茂

当時 県立府中中学校2年生(13歳)

芦品郡駅家村に在住

編集：福山市立大学

大庭 三枝



【はじめに】 大庭 三枝

私の母の兄である山手茂は、同じく大学教員となった姪の私を大変可愛がってくれ、生家のあった福塩線万能倉駅近くの駅家町で過ごした戦時中の話をよくしてくれます。特に1945(昭和20)年8月8日の福山空襲の時の話は、伯父から「大人は家を守るために手が離せないから、隣組の子どもたちを連れて山に逃げる隊長が中2の僕だったんだよ。」と何度も聞いておりましたし、私の母は当時小学3年生で「空襲警報が鳴ったから飛び起きてモンペをはいて逃げようとしても足が動かない。どうしたのかとよく見たら、慌ててモンペの片方の足に両足を入れていたから動けないわけだ。」といつも話しておりました。

また、戦前家族同様に母一家と暮らした従兄の「昌兄さん」は沖縄で戦死し、終戦当時小学生だった伯母と母は戦後68年経ってようやく、「平和の礎」を訪れることができました。名前が確かに刻まれていることを確認し、「昌兄さん、小さかった私らもこんなおばあさんになりましたよ。」と語りかけながら、沖縄戦で亡くなった20万人余りの名と並んで刻銘碑に刻まれ

た「昌兄さん」の名前をいつまでも、いつまでも触っていました。

駅家町出身の伯父の論文等に記述された戦中・戦後体験は福山空襲だけでなく広島原爆とも関連しており、この度の記念誌発刊にあたって、ぜひとも取り上げ次世代のために残しておきたいと思い、抜粋編集することにしました。市民の語る戦中戦後の記録として、貴重な文章の転載を許可し、当時の話を詳しく聞かせてくれた伯父に、心より感謝します。

【私の原体験とヒロシマ】

山手茂論文及び補足聞き取りによって得た情報を編集

人間のライフ・コース(自分史)の初期の体験のうち、特に深い影響を残し、その後の人生観・社会観や生き方を決定する要因になった体験が「原体験」である。1932(昭和7)年に生まれ、1945(昭和20)年、13歳で敗戦を迎えた私の場合は、日中戦争が太平洋戦争に拡大し惨憺たる敗戦に終わり窮乏期が続いた戦中・戦後体験と、小学生の時父の心臓病が進行し40歳で死亡した後に母と5人の子と2人の従兄姉から成る母子家族の次男として小学校・中学校時代を過ごした体験との複合が原体験である。

私と同世代の人びとには、それぞれの戦中・戦後体験がある。私の場合は、小学校と中学校で、「男子は20歳で国家のために死ぬ」と軍国主義教育を受け、戦争末期の昭和19(1944)年に中学生になり2年生になると軍需工場に動員された。「日本男児の生命は20歳まで」と覚悟していた

が、昭和20(1945)年8月6日の広島原爆と2日後の福山空襲(同年8月8日)のため、「いつ死ぬかわからない」と思うようになった。福山空襲の夜は隣組の子どもたちを引率して裏山に避難し、炎で赤く染まった雲と真上を飛び交う爆撃機群を見ていた。「兄さん」と慕っていた従兄が、陸軍士官学校を卒業し戦車隊長になって沖縄の戦場で死んだ^時状況^時を、同年秋に生還し訪ねて来てくれた部下から詳しく話してもらった。8月15日「ポツダム宣言受諾」を知り「まだ生きられる」とホッとした。兄は中学校卒業と同時に母が止めるのを振り切って予科練に入り、台湾の特攻基地から虚脱状態で生還したなど、家族のさまざまな戦争被害が忘れられない[注1]。

それと重なるのが、母子家庭次男体験である。家業は6反歩の水田経営と和菓子製造販売中心の菓子店経営との兼業だったが、父の心臓病が重症化するにつれて母が家業の中心になり、父の死後は従姉と私が手伝い、妹2人が家事とともに幼い弟の世話をする生活が続いた。春と秋の農繁期には、親族や近親の疎開者に有償で手伝ってもらったが、遅れがちな農作業を月明かりの下で続けた。「どうせ人生20年ならばできるだけ母を助けよう」と中学校進学を諦めていたが、受け持ちの三上先生が「将来のために進学させてほしい」と勧め、母

は自家用の米を売って学費を払ってくれた。農家の会議で供出米が割り当てられていたが、母は「女だから不当に多く割り当てられた」と悔しがっていた。母の自立能力や子どもへの愛情とともに、女性差別への怒りなども忘れられない。中4で旧制六高を受験したが不合格、2年後に新制東京大学文科2類に合格した。戦争末期の軍国主義教育だけでなく、教え子思いの教師が進路選択を助けてくれたことも忘れられない[注2]。

私が広島女子短期大学(当時)に赴任した1954(昭和29)年、最初の下宿で家主さん夫婦から「上の子は原爆で死に、下の子は原爆症で寝たきりです。あなたがうらやましい」と言われ、衝撃を受けた。私は、被爆しなかったこと、健康で働けることを、単に幸運であったと済ませることができないと感じ、何かしなければと考えた。当時、ビキニ水爆実験を契機として原水爆禁止運動と被爆者救援運動が急激に盛り上がった。被爆後10年を経過して白血病などの各種のガンを発症するケースが増加し、自治体や医師会を中心に対策が講じられ始め、被爆者団体を中心に「被爆者援護法」を求める運動が開始された。「原水爆禁止運動と被爆者救援運動とは車の両輪」とされ、物理学・医学・法学・経済学・社会学などの研究者が参加し総合的調査研究

【注1】 従兄と兄はともに福山誠之館中学校に進学した。誠之館は藩校で、備後の小学校1～2番の優秀な男子が進学し、家庭が貧しい卒業生は陸・海軍幹部を養成する陸軍士官学校か海軍兵学校に進学していた。戦争が拡大・激化するにつれて「予科練」(空軍特攻隊の操縦士養成)に進学させるよう政府と軍から求められていたと、戦後の様々な情報から推察される。

【注2】 戦争が拡大するにつれて、小学校でも軍国主義教育が強まった。小学校3・4年生の2学年には、軍国主義教師が担任になった上、父が死去し毎晩2人の妹と末っ子の幼い弟を後に座らせて仏前でお経を読むなどしていたため、不登校になり母を悩ませた。不登校の原因は学校と家庭の両方の要因が複合している。こんな状況にいたのを救ってくれたのは、5・6年を担当してくれた三上先生だった。三上先生は机に顔を伏せがちな子の心身の状態を理解してくれ、作文をほめてくれたりして学校を癒しの場にしてくれた。この体験から、教師になった後は、「教える側」よりも「学ぶ側」のことをまず考えるようにしてきた。あらゆる人間関係で「相手の内面」を理解することを大切にしながら生きてきた。

を実施した。私は社会学・社会福祉学研究者として参加し、被爆者実態調査を担当して多くの被爆者が「慢性原爆症（原爆後遺障害）」と生活障害・貧困の悪循環に陥っている」ことを明らかにする役割を中心に、被爆者救援活動に参加した。

原爆医療法が制定された後、被爆者運動のリーダー森滝市郎氏から「あの調査報告が国会請願にずいぶん役に立ちました」と感謝されたとき、私は学界で評価されるかどうかは問題ではないと思った。広島大学中野清一教授（社会学）が「子どもを守る会」活動の一環として、「原爆孤児」だった青年に自宅を開放して親代わりの相談活動をされていたので、私もお手伝いをした。結婚相談を受け、仲人役を引き受けたこともある。

被爆後12年を経て待望の「原爆医療法」が施行されてから2年後の調査で、被爆者の不満が明らかになった。被爆者手帳所持者212,470人のうち原爆症と認定された患者はわずか2,445人（1.16%）にすぎなかった。広島日赤病院のソーシャルワーカーと共同調査した結果、「原爆症認定基準」が放射線量・血液検査値に基づき「被爆者に多いと統計学的に証明された疾病」と狭く限定されていることが原因だとわかった。健康状態が悪化し「原爆のせい」と考えて受診しても、「あなたは原爆症ではない」と医療保障を拒否される患者が多かったのである。広島大学医学部病理学杉原助教授の研究により「放射線と無関係な疾病以外」全ての疾病を医療保障の対象とするよう原爆医療法が改正された。

広島では、広島女子短期大学を4年制大

学へ改組する活動に参画して文学部社会福祉学科設立計画策定を担当し、昭和40（1965）年に4年制大学へと移行させることができた。広島で12年間働いたが、この間の活動は①原爆被爆者援護、②保育・児童福祉・母子福祉・家庭教育・生活設計、③福祉専門職養成教育と社会福祉学方法論研究、④ソーシャル・アクションの実践的研究の4分野で行った。その後、東京女子大学、東京都神経科学総合研究所、茨城大学、東洋大学、新潟医療福祉大学と職場と地域を移動してきたが、私の活動の原点は広島にあると言えよう。

昭和41（1966）年、私が東京女子大学に移った直後に、日本原水爆被害者団体協議会（略称、日本被団協）の理論的リーダー・伊東壮氏（広島で被爆。一橋大学卒業。東京で就職し被爆者運動を組織。山梨大学経済学教授を続け学長に選ばれた後も日本被団協代表などを継続された）から「被爆者が被爆体験に基づいて団結し『援護法』要求運動を推進するための理論構築に協力してほしい」と依頼された。当時、社会党と共産党の対立が激化し、被爆者運動も分裂していた。そこで、「専門委員会を組織し、運動理論をパンフレットにまとめ、運動参加者・支援者・国会議員などに読んでもらおう」という方針を決めた。夏休みを利用し、合宿して原稿を書き上げ、日本被団協の審議を求めた後に、『原爆被害者の実相と被爆者援護法の要求』と題するパンフレットを発行した。表紙に折鶴のイラストを付けたので「つるパンフ」と呼ばれている。後に日本被団協代表委員として活躍された藤平典氏は、「これを読み始めたら、

なんでオレは20年間も諦めていなければならなかったのか、（中略）積極的に国に要請に行こうという気持ちになってきました。そんな影響力を持っていました」（東京都原爆被害者団体協議会〔東友会〕編『座談会でつづる東友会の50年』、2008年、52頁）と、このパンフレットを読んだ感想を語っている。こうして被爆者援護法を求める国会請願運動は盛り上がり、昭和43（1968）年に「原爆被害者特別措置法」が制定された。しかしその内容は、被爆者の健康状態を基準にして諸手当を支給するものであったため、被爆者団体は「特別措置法は被団協の要求する援護法に非ず」と、「国家補償」を求め、国会請願活動を続け、平成6（1994）年、被爆後50年を前にようやく「被爆者援護法」が制定された。しかし、その内容は、「国が原爆被害への補償を行うことによって、核戦争被害を“受忍”させない制度を築き、国民の“核戦争を拒否する権利”をうち立てる」ことを求める被爆者の納得いくものではなく、また「原爆病認定」による手当の格差があるので、全国各地で訴訟が提起されている。被爆者援護対策は、長い間社会福祉学において無視されてきたが、平成12（2000）年に刊行された仲村優一・一番ヶ瀬康子編『世界の社会福祉7日本』（旬報社）には、私が担当した「被爆者関連政策」が収められている。また、同じ年に発表された厚労

省「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書には原爆被害者も取り上げられている。

戦争体験を持ち、戦後70年間も生きてきた私たちの世代は、短い人生や苦難に満ちた人生を生きた先輩世代や同世代に代わって、悲惨な戦争体験を、戦争を知らない若い世代に伝え、再び戦争を起こさない社会・戦争に巻き込まれない社会をつくるために、命ある限り活動すべきではないだろうか。

【参考文献】

- ・山手茂「社会科学者は原爆被害者問題にどうとりくんできたか」広島・長崎の証言の会編『広島・長崎30年の証言（下）』未来社、299-311頁、1976年
- ・山手茂「遅れて原爆にかかわった教師として」県立広島女子大学・県立広島第二高等女学校同窓有志編『原爆被災証言記—忘れられた学徒たち—』6-7頁、2007年
- ・山手茂「個人的問題と社会的問題の関連」『社会福祉研究』第106号100-107頁、2010年
- ・山手茂「当事者の立場から考えた高齢者福祉の問題」『生涯学習の仲間と共に—東洋大学大学院の絆—』（15年記念誌）3-5頁、2015年

原爆被災証言記

— 忘れられた学徒たち —

私は、昭和四一年四月から東京女子大学に移りましたが、当時「日本原水爆被害者団体協議会」が「原爆医療法から被爆者援護法へ」という目標を達成するための運動を開始していまし

原水爆禁止運動が発展するにつれて、原爆被爆者救援運動も盛り上がり、「原水禁運動と被爆者救援運動とは車の両輪」といわれるようになりました。そこで重要な課題としてとりあげられるようになったのは、被爆者の実態調査（病気・健康・家計・職業・家族生活などの調査）でした。昭和三〇年代に入ってから、毎年のように実施された被爆者調査に参加し報告書を書きましたが、それらは原爆医療法要求運動や同法改正運動の資料として活用されました。

また、当時広島大学教授だった中野清一先生は、御夫妻で「子どもを守る会」の活動をされ、御自宅を原爆で親を失った子どもたちに開放され、親代わりの役割を果たされていました。専門が同じ社会学でしたので、私もたびたび中野先生のお宅に行き、二十歳前後に成長した子どもたちの話し相手になったり、結婚の相談に応じたりしました。

運動が燃え上がった時期でしたから、故石井金一郎先生や、学生有志といっしょに、学内で「何をすべきか」話しあったり、学外のいろんな集会に参加したりしました。当時の学生は、私にとっては妹の世代にあたり、家族の被爆体験（被爆死した兄や姉）を持っている方が多く、積極的に原水爆禁止運動に参加していました。

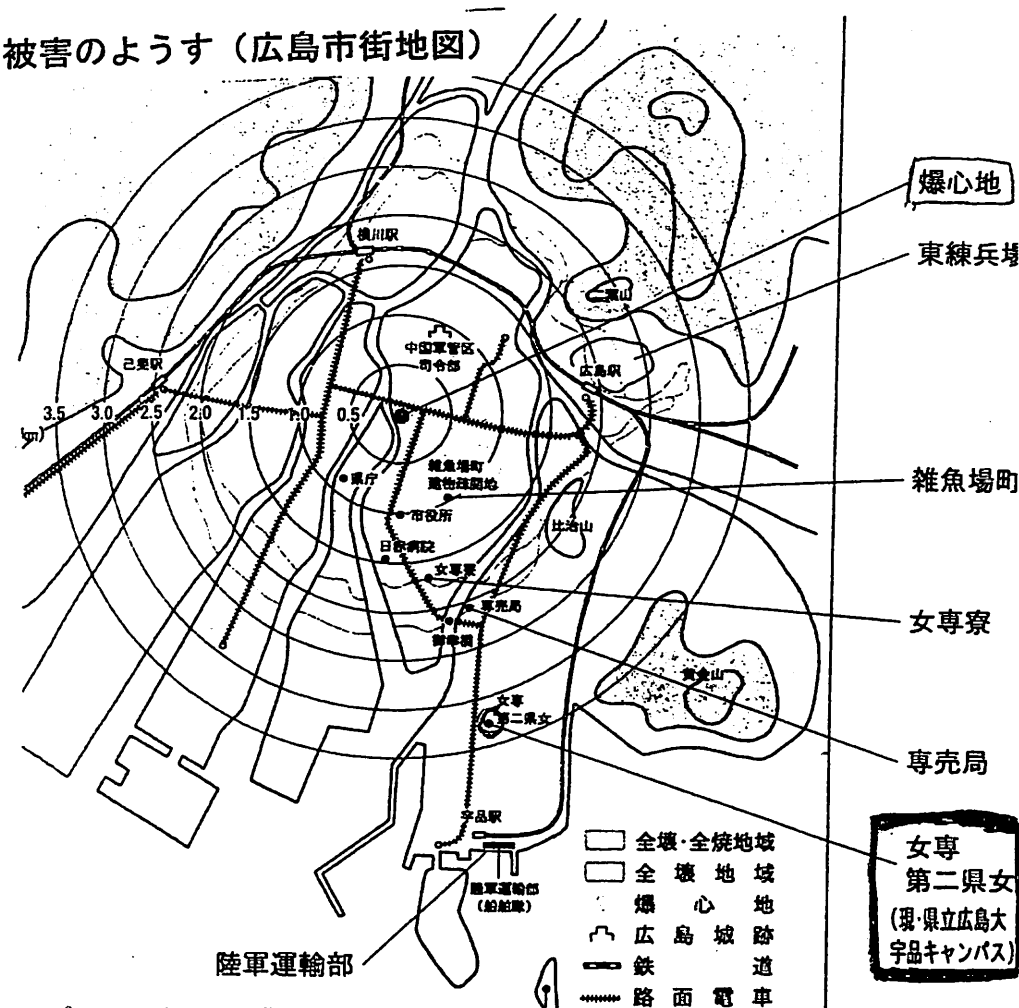
この「被爆証言記」に、教師として寄稿をするよう依頼されて、光栄に思っています。

元広島女子短大・同大学助教授
東京女子大学・茨城大学・東洋大学各教授を経て
新潟医療福祉大学大学院教授
山手 茂

県立広島女子大学同窓
県立広島第二高等女学校同窓

有志
2007

被害のようす（広島市街地図）



遅れて原爆にかかわった
教師として

今年、敗戦後六〇年。この原稿を書いている三月には、東京大空襲の被害体験を風化させないための各種のイベントが盛んに行われています。八月には、広島・長崎をはじめ全国各地で、原爆被災体験を次の世代に伝えるための多様な活動が展開されるでしょう。この「被爆証言記」も、その一環として企画されていますので、完成したら是非拝読させて頂きたいと願っています。

最初に、私が原爆とどうかわったか、記憶をたどりながら忘れられないことをあげます。私は福山市郊外の農家に、昭和七年三月誕生し、昭和二〇年八月には、県立府中中学校二年生で軍需工場の工員に動員されていました。八月六日には、工場に出動し、広島に投下された「新型爆弾」による被害について説明を受けました。その直後から、私が住んでいた村にも、広島から続々と原爆被災者が帰郷され、重症の方や死亡された方々の噂を聞くようになりました。井伏鱒二の御家族が隣村に疎開されており、「黒い雨」に描かれた被災者と同様な方々や、広島市から疎開しており父兄を失った遺族の方々も、たくさんいらっしゃいました。

私が広島市に住み始めたのは、昭和二九年四月、広島女子短期大学助手（社会学・社会福祉学担当）に就任してからです。最初に部屋を借りた家で、家主さん夫婦から「上の子は原爆で死に、下の子は原爆症で寝たきりです。あなたが、うらやましい」と、原爆被害について聞かされ、「何かしなければ」と考えました。ちょうど、ビキニの水爆実験の直後で、原水爆禁止

たので、伊東社先生（広島で被爆、山梨大学教授、後に同大学学長、二〇〇〇年逝去）に協力して専門委員会を組織し、「原爆被害の特質と「被爆者援護法」の要求」（昭和四一年十月）をまとめる作業を行い、翌年四月「世界」（岩波書店）に「被爆者援護法」はなぜ必要か」を発表するなど、昭和四三年に「被爆者特別措置法」が成立するまで微力を尽しました。

東京都には、広島・長崎に次いで、原爆被災者がたくさんいます。女専・女子大同窓生や広島・長崎の被災者の方々ばかりではなく、核兵器廃絶や被災者援護について関心を持つ方々と、被災体験の継承について話しあう機会がしばしばあります。

戦争末期、私たち男の子は、「人生二〇年。国家のために戦って死ぬ」と教え込まれました。すぐ上の世代には、二〇歳前後で戦死した方が多く、また私と同じ昭和七年生れの同世代にも、中学校・女学校の一・二年生で被爆死した方が多数いらっしゃいます。

戦後六〇年間も生きてきた私たちは、短い人生・苦難に満ちた人生を生きた先輩や同世代に代わって、悲惨な戦争体験を、戦争を知らない若い世代に伝え、再び戦争を起こさない社会をつくるために、生命ある限り活動すべきではないでしょうか。

この「被爆証言記」が、そのために出版され、活用されるよう念願いたします。



原爆被爆者問題と被爆体験の意義

三十万の全市をしめた
あの静寂が忘れえようか
そのしずけさの中で
帰らなかつた妻や子のしろい服が
俺たちの心魂をたち割って
込めたねがいを
忘れえようか！

—— 峠 三吉 ——

被爆体験と原水爆禁止運動

日本の原水爆禁止運動が、国民運動として発展したのも重要な原因は、広島・長崎の原爆被害、および第五福竜丸のビキニ水爆被害という国民的体験のためである。この国民的体験の意義の大きさは、多くの人が認めている。そのうちのひとりである日高六郎氏は、被爆体験の意義について次のように評価している。

「日本国民が唯一の被爆国民であるという体験の深さは、日本の平和運動、反戦運動、原水爆禁止運動の源泉です。それがあるがゆえに、日本の民主主義運動は、いままですらうじてその生命を保ってきたといえます。」（『国民運動と組織』、『世界』昭和三十六年十一月号）

原爆被害の悲劇と被爆者の悲惨な苦しみは、被爆以来二十二年間にわたって、さまざまな形で、さまざまな媒体によって伝えられてきた。とりわけ、原水爆禁止運動が、国民運動として盛り上がり、以来十年間は、運動のなかで被爆者問題が大きくとりあげられ、被爆者の訴えが国民に深い共感をよびおこし、被爆者の被爆体験が国民的体験になってきた。

しかし、最近の原水爆禁止運動が分裂し混乱している姿を見ると、被爆体験の深さがどこまで運動のなかに汲みとられているのだろうか、という疑問がわいてくるのは私だけではないであろう。原爆被害者は、どこまで国民に理解されているのだろうか。国民はどこまで被爆者との連帯感をもっているのだろうか。被爆体験は、どこまで国民のものとなり、原水爆禁止運動のなかで生かされているのだろうか。

このような疑問を解く手がかりとして、手もとにある資料からみつけ出した若干の問題点を検討してみた。

被爆者問題はどうか伝えられたか

原爆被害の真相と被爆者の悲惨な苦しみは、原爆被害がタブーとされてきた占領期においても、さまざまな形で訴えられていた。代表的なものとして、原民喜・大田洋子らの小説、栗原貞子・峠三吉らの詩、正田篠枝らの短歌、長田新編の手記『原爆の子』などがある。この時期を「証言」する入手しやすい文献をあげれば、今堀誠二氏の『原水爆時代』（三一新書）がある。

昭和二十七年講和条約発効後は、新聞、雑誌、写真、映画、放送などを通じて、一般国民にひろく原爆被害と被爆者問題が伝えられはじめた。昭和二十九年のビキニ水爆実験による被害を契機に、原水爆の威力と脅威は、いっそう大きく国民に伝えられた。ここでは、それらのひとつひとつ

被爆者問題を正しく理解する前提として、問題を数量的にとらえようとする最近の傾向について反省しなければならない。現代においては、「人間の苦しみ」という具体面よりもむしろ、抽象的で量的な要素を強調する傾向が強まっているが、これは現代の人間疎外の特徴のひとつである。「量化」という傾向のあらわれである（エーリッヒ・フロム『正気の社会』参照）。

「広島で何万人原爆死したか」「この一年間に原爆症で死亡した人は何人か」「現在原爆症患者は何人いるか」「生活に困難をきたしている被爆者が何人いるか」などという質問がくりかえされている。さらに、「どのような病気について被爆者か」「被爆者との間に有意差があるか」「被爆者か非被爆者との生活水準の差はどの程度か」などという質問もくりかえされている。このような質問に答えるだけでは、原爆被害や被爆者問題について正しい理解を与えることはならない。被爆者問題について理解したいと望む人々には、被爆当時の悲惨な状況、被爆以来現在まで続いている原爆症や貧困や差別による惨憺（たん）たる苦しみ、具体的なさまざまなしるし形を知るとともに、被爆者の立場に立ち、被爆者の内面に入って、被爆体験のもつ意義を被爆者とともに考えていただくよう期待する以外にはない。統計的な数字は、被爆者問題を理解するための一つの手がかりにすぎないのである。

原爆被爆体験と「死の灰」の体験

日本国民の被爆体験のなかには、広島・長崎の原爆被爆体験と、第五福竜丸を中心とするビキニの「死の灰」の体験がふくまれている。この両者の相違点と結節点を明らかにしておくことは、国民の被爆体験を深化・理論化し、それを通じて原水爆禁止運動の正しい発展に役立てるために必要であろう。

まず、両者の相違点から考えてみよう。広島・長崎の原爆被爆体験は、何よりも核兵器による大量殺戮の悲惨な体験として受けとめられている。「ノー・モア・ヒロシマ」の叫びは、核兵器の使用、すなわち核戦争の悲惨を訴え、核兵器の使用を禁止し、核戦争を防止しようとするところから始まった。原爆から水爆への核兵器の発達は、将来の核戦争が世界中をヒロシマにし、人類を絶滅させる脅威をもっているものとして受けとめられた。

他方、ビキニの水爆実験による「死の灰」は、久保山愛吉氏の生命を奪い、マグロのなかにも放射能として発見され、日本国民の生存を脅かすものとして体験された。「死の灰」の調査研究が進められ、その結果が発表されるにつれて、それが日本国民だけではなく、全人類に対して、おびただしい放射能障害や幾世代にもわたる遺伝的障害をひきおこす脅威が明らかになった。原水爆実験そのものがもたらす脅威と、それが製造・貯蔵・使用となつてもたらす核戦争の脅威とが結びついて、国民的な原水爆禁止運動が爆発的に盛り上がったのである。

このように、広島・長崎の被爆体験と、ビキニの「死の灰」の体験とは、その当初においては相違点をもっていたが、原水爆禁止運動が進展するにつれて、深く結びついてきている。原爆被爆体験は、当初は被爆の瞬間および直後の体験にかぎられていたが、「死の灰」による放射能障害の認識が深まることになって、原爆被爆者にも残留放射能をふくむ放射能による障害が慢性原爆症となつて残っていることが認識されるようになった。原爆による大量殺戮の悲惨な体験を基礎に、水爆戦争による全人類の絶滅の脅威が、実感をこめて認識された。しかも、水爆戦争が瞬間的に人類を絶滅させるのではなく、陸地に生きのびた人間には、長期にわたる原爆症による惨憺（たん）たる死をもたらすものであることが明らかになった。

を紹介する余裕はないが、広島・長崎の原爆被害と被爆者問題について得られた、原水爆世界大会の資料だけをあげてみて、次のように多数の資料がある。

- (一) 「八時一五分——原爆広島一〇年の記録——」、『世界平和集会広島世話人会編集発行、一九五五年（第一回大会・広島）】
- (二) 「原爆被害者実態調査報告」、原水爆禁止広島県協議会編集発行、一九五六年（第二回大会）】
- (三) 「原爆被害者実態調査報告Ⅱ」、原水爆禁止広島県協議会編集発行、一九五七年（第三回大会）】
- (四) 「原爆被害の実相と被害者の苦しみ」、日本原水爆被害者団体協議会編集発行、一九五九年（第五回大会・広島）】
- (五) 「原水爆被害白書・かくされた真実」、日本原水爆被害者団体協議会編集発行、一九六一年（第七回大会）】
- (六) 「ヒロシマ・原爆と被爆者」、日本被団協・広島県被団協編集発行、一九六三年（第九回大会・広島）】

これらの資料のほか、毎年の世界大会討議資料のなかでも被爆者問題がとりあげられており、世界大会の討議のなかでも被爆者の訴えや意見が大きな役割を果たしている。また、毎年、八月六日前後には、新聞、雑誌、放送など一般のマス・メディアによつても、被爆者問題がとりあげられ、国民に伝えられている。

これらの資料によつて、日本国民、とりわけ原水爆禁止運動に積極的に参加している活動家は、原爆被害の真相や被爆者の実態について、すでによく理解しているはずである。原水爆禁止運動が、被爆体験を基礎とし、被爆者救援運動と密接に結びつけておこなわれるべきであることも、運動の指導者や活動家はよく理解しているはずである。

被爆者問題はどこまで理解されているか

だが、原水爆禁止運動の現状を見ると、被爆者問題がどこまで正しく理解されているか、どこまで深く理解されているか、疑問を感じないわけにはいかない。

原爆被害者について、「知っている」とこと、「理解している」とことは全く別である。たとえABCの研究が、被爆者について多くのことを「知っている」だろうが、正しく「理解している」かどうかは疑わしい。被爆者を、「いつ発病するかわからないから」といって差別している人は、被爆者について「知っている」けれども、「理解している」とはいえないのである。

「理解する」とは、表面的現象の根底にあるものを洞（どう）察し、問題の核心・本質を認識することである。原水爆実験がくりかえされ、大量の「死の灰」が世界中にばらまかれており、しかも原水爆戦争の脅威が人類をおびやかしかつ続けている現在、国民全体、人類全体がすでに被爆者であり、さらに将来いっそう悲惨な被害を受けるおそれがある。狭い意味の被爆者は、広島・長崎の被爆者であるが、広い意味では国民全体、人類全体が被爆者である。原水爆禁止運動の指導者、活動家は、どこまで深く被爆者を理解しているか、被爆者との連帯感をもっているか、ひとりひとり謙虚に反省してみよう必要があるだろう。原水爆禁止運動のなかで、被爆者問題を正しく理解し、被爆者との連帯感を深め、被爆体験を理論化するための努力が必要である。

ソヴェトの核実験再開、中国の部分核停条約反対などによってひきおこされているわが国の原水爆禁止運動の分裂と混乱を考えると、この問題の解決のために国民の被爆体験をどう運動に結びつけるか、十分検討しなければならぬと思われる。この点について日高六郎氏は、すでに三年前に次のように書いている。

「ソヴェトの平和政策を十分に評価すると同時に、しかしにもかかわらず、（誤解をあたえて避けたい）そのこととわが切りのないで、実験再開には反対せざるを得ない日本国民の意志を明確にすべきだと思います。そのさいとくに重大な点として、実験が直接に広島・長崎の被爆者たちにおよぼす累積的な効果です（註「原水爆被害白書」参照）。（前掲『国民運動と組織』）

原爆被爆体験と戦争体験

原爆被爆体験を掘り下げ、そこから原水爆禁止運動のエネルギーと方向とを見出そうとするならば、原爆被爆体験に固執するだけではいけない。日本国民の戦争体験にも結びつけ、さらに世界各国民の戦争体験にも結びつけて、原爆被爆体験の意義を明確にしなければならぬ。橋川文三氏は「戦争体験論が、わが国の思想伝統において、歴史意識の形成・変革のための唯一の機会である」と強調しているが、原爆被爆体験論は世界的な歴史意識の形成の機会としてとりわけ重要な意義をもっているといえよう（橋川文三『日本近代史と戦争体験』、『現代の発見』第二巻・戦争体験の意味、今堀誠二『原水爆時代』など参照）。

第二次大戦中の大量殺戮事件に、三つの重要な事件がある。第一に、ナチス・ドイツによるユダヤ人の計画的な大量殺戮（六〇〇万人—一、二〇〇万人）があげられ、第二に日本軍による中国人の虐殺（軍民あわせて全体で一〇〇〇万人以上、南京事件だけでも二〇〇万人）があげられる。第三がアメリカ空軍による広島・長崎への原爆投下である（日高六郎「戦争と人間性の崩壊」、『隣国現代倫理』第七巻）。このような事実にもとづいて考えると、日本国民はとりわけ中国国民の戦争体験を理解し、現在の中国の政策が生まれてくる背景を理解するに努めるとともに、日本が原水爆の「被害国から加害国に」ならないための運動に真剣にとりくむべきであるといえるであろう。

しかし、このことは日本の原水爆禁止運動が、中国の政策に追随すべきであることを意味するのではない。中国国民の戦争体験と日本国民の原爆被爆体験が、いっそう深く交流することを通じて、核戦争阻止という共同の基本的目標にむかつて、相互の自主性と特殊性を尊重した協力の方法を見出すことが必要である。日本の原水爆禁止運動は、世界で唯一の原爆被爆国民であるという国民的体験を基礎とし、その国民的体験を深めつつ、情勢の変化に柔軟に対応することによってのみ、真の国民運動として発展できるであろう。

〔注〕これは、広島県文化会館編集・総合文化誌「ひろしま」創刊号（昭和三十九年八月）に掲載した拙稿に若干加筆したものである。雑誌のこの論文の内容と重複しているが、さらにくわしく被爆者の考えをのべている。原爆と平和の問題は、何故でもくりかえしとりあげべき重要な問題だと思う。

なお、「被爆者問題はどうか伝えられたか」の項に紹介している資料のうち、(一) (四) (五) (六) の編集・執筆には、筆者も参加している。

2. 原爆被爆者と原水爆禁止運動

日本原水協・被団協の依頼を受けた石井金一郎助教授（当時広島女子短大・現在広島大学）を団長として、自然科学者と社会科学者らとをふくむ被爆者調査団が、ことし（昭和三十四年）初めに組織された。その調査団の一員として、私は主として被爆者の生活と意識を調査してきた。

私たちの調査研究の概略的な報告は、すでに日本原水協での記者会見によって発表され、被爆者医療法を中心とする報告は「中央公論」八月号に発表され、やや詳細な概略は、近く開かれる世界大会の討議資料として出版される予定なので、ここでは調査を通じて私が感じたことを書いてみたい。

※ 悲惨な被爆生存者

原爆被爆者の調査をして痛感したことは、「原爆で死ぬことも悲惨であるが、生き残ることも悲惨である」ということである。被爆の瞬間に、あるいはその直後に死んだ人々も悲惨であったが、肉親を殺され、家屋財産を焼かれ、自らの身体にもケロイドや放射線障害を残されて、この十四年間苦しめ続けた人々は、もっと悲惨である。

十四年間の、病床にいたきりの人もいる。貧血のうえに、肝臓、脾臓、甲状腺なども悪い重病人でありながら、生きて行くために働かなければならず、「この十四年間泣きながら生きてきた」と訴えている人さえいる。

このような、今なお悲惨な人々は、社会の隅に、ひっそりと住み、人知れず苦しんでいる。その数が、被爆者全体のなかで、どのくらい比重を占めているかを、確かめる方法はない。だが、たとえ量的には少なくても、これらの人々は放射線障害を伴う原爆の残酷さを示すものとして、質的に重視されなければならない。ひとりの生命も貴重である。また、現在は健康で普通の生活をしていられる被爆者のなかからも、発病してこのような状態に陥る人があらわれる危険も見逃すことはできない。この点について、被爆者自身も強い不安をもっているのは当然である。

※ 非人道的な原水爆戦争の予想

このような被爆者の現状を、全国民、全人類に知らせることは、きわめて必要なことになっている。現代人は、想像力が貧困化しているためか、あるいは映画やテレビのスリラーものに中毒して不感症になっているためか、原水爆の恐ろしさがなかなかピンとこないらしい。たとえば、先月末アメリカ議会でも、米ソ間に全面的原水爆戦争が起こったらどうなるか、というテーマの公聴会が開

かれ、広島型原爆の約二〇万発分の原水爆を双方が投げ合い、アメリカ全人口の四割が死傷し、生き残ったもののうち約半数が放射能のために死亡し、数千万、数億という異常児が生まれるであろう、などという恐ろしい証言がなされ、それにもかかわらず「国民は立ち直ることができる」「防護措置は可能である」という驚くべき結論が出されている。しかもなお驚くべきことには、アメリカの新聞はこの公聴会に対してひじょうに冷淡であるという。

※ 原水爆禁止運動のための被爆体験の役割

私たちは、この公聴会の証言をヒロシマの被爆体験と結びつけて考えてみなければならない。ヒロシマで、そして日本で、原水爆禁止運動が、このように大衆的に盛り上がりつつあるのは、被爆都市、被爆国としての体験に支えられているからである。想像力の貧しい現代人にとって、体験・実感がいかに大きな役割を果たすものかということを、十分評価しなければならぬ。原水爆禁止運動が、大衆の感覚・ムードに支えられている、という点を、あたかもマイナスであるかのように批判する人々がいるが、彼らは根本的に誤っている。

私たちが調査した被爆者のなかでは、原水爆使用禁止賛成が五八％であった。ところが、禁止の実現可能性を確信しているものは、三二％にすぎない。この矛盾は、被爆者が、体験にもとづいて実感として原水爆禁止を願いながら、理論的に内外情勢を把握し、禁止の実現を可能にする方向を見出していないことを示している。「被爆者は生活に追われて理論的学習ができないので大学の先生は協力していただきたい」という率直な訴えが昨年の世界大会でなされた。被爆者の体験を理論化し、原水爆禁止運動を理論化して行くために、私たち大学人は重大な責任を感じるべきだと思う。

〔注〕これは、「広島大学人金集」昭和三十四年七月二日に掲載したものである。筆者が関係した原水爆被爆者の実態調査は、この年に行なった調査のほかに、昭和三十一年原水爆禁止広島協議会の依頼を受けて行なった調査もある。

昭和二十九年、広島市に在住して以来、さまざまな形で被爆者問題と関わりあってきたが、昭和三十四年に行った共同調査研究がもっとも組織的で大規模なものであった。石井助教授（現広島大学）には、この調査をはじめ、さまざまな面で世話になった。また、この調査研究では、広島大学の佐久間道雄教授と小川修三助教授、広島大学大学院の庄野直義教授が物理学の立場から、広島大学の杉原芳夫助教授が病理学の立場から参加され、筆者としては大いに学ぶことがあった。この調査研究の結果は、「原爆被害の実相と被害者の苦しみ」（日本原水爆被害者団体協議会）および「原水爆被害白書」（日本原水協）として公開されている。

3. 原爆被爆体験と戦争体験の交流を

※ 体験から学ぶ意味

原爆投下の日、八月六日が近づいている。ひき続いて、降伏の日八月十五日がやってくる。

新聞・雑誌などでは、原爆被爆や戦争・戦後体験などについての記事がぼつぼつあらわれている。これから八月六日にむかって、原水爆禁止をめざすさまざまな動きが活発化し、そのなかで被爆体験も大いに語られることだろう。その半面では、被爆者や市民のなかには「原爆はもうごめんだ」という感情とともに「原水爆禁止運動のゴタゴタはもうごめんだ」という感情も深まることだろう。このような時点で、原爆被爆体験と戦争体験とを結びつけ、その意味と受けとりかたを考えてみる必要があるであろう。

被爆者には、もともと「原爆の悲惨な体験は、思いだすのもつらい」という感情が強かった。とくに被爆直後から続いた占領期においては、原爆の悲劇を語ることを禁じられていたために、被爆者は自分の悲惨な体験を「自分だけのもの」と考え、「思い出したくない、忘れたい」という気持ちを抱えだしたかった。

しかし、人間はもともと、体験の意味を追求し、体験から学ぶものである。悲惨な原爆被爆体験の意味を追求するならば、原水爆時代における人類の危機という世界的意味をさぐりあてることができると。悲惨な体験は、自分自身二度と繰り返したくないのはもちろん、他の人間にも繰り返させざるべきではない。しかも、被爆体験は、たんに被爆生存者だけの体験ではない。「死者の無念を語るために、ぼくたちは、自分たち世代の体験を固執せねばならぬ。そして、たとえ舌足らずであってもそれを語る勇気をもたねばならぬ」という評論家安田武のことばは被爆体験についてもあてはまる。

※ 被爆体験と原水爆禁止運動

昭和二十九年のビキニ水爆実験による「死の灰」の体験は、広島・長崎の原爆被爆体験と結びついて、全国的規模で原水爆禁止運動を盛り上げさせた。原水爆禁止運動のなかで、被爆者と国民の深い連帯感が生まれ、被爆者はやっと「生きていてよかった」とつぶやけるようになった。しかし、最近の原水爆禁止運動の混乱と分裂によって、被爆者は運動から疎外されてきている。

原水爆禁止運動が「被爆の原体験」を基礎に進められなければならないことは明らかなのである。

しかし「被爆の原体験」とはどのような内容をもっているのだろうか。

広島・長崎の被爆体験は、まずなによりも原爆の使用＝原爆戦争の悲惨さの体験である。ビキニの「死の灰」の体験は、原水爆の実験がいかに恐ろしいものであるかの体験である。

しかし、広島・長崎の体験と、ビキニの「死の灰」の体験とは深く結びついて、日本国民の被爆体験になっている。実験による「死の灰」の恐ろしさ、原水爆の使用による大量虐殺と生存者の放射線障害＝慢性原爆症の恐ろしさ、この二つが分かちがたく結びついている。この事実を無視しては、原水爆禁止運動を国民運動として正しく発展させることはできないだろう。

※ 被爆体験と戦争体験の交流を

原爆被爆体験は、いうまでもなく、戦争体験の一部である。原爆被爆体験を、その他のさまざまな戦争体験——軍隊・動員・疎開、などの体験と交流すること、さらに日本国民の戦争体験・被爆体験を世界の諸国民の戦争体験と交流することが必要である。原水爆禁止は、諸国民の相互理解を深め、国際緊張を緩和する努力と結びついてはじめて実現の可能性をもつからである。不幸にも原水爆禁止運動の内部には分裂と混乱が激化しているが、このような面だけに関心を集中するのではなく、もっと広い観点から原水爆禁止運動の筋道をとらえ直すことが必要である。

〔注〕これは、「中国新聞」昭和三十三年七月三十一日に掲載したものである。この小論を読んで、「私の被爆体験を聞いてほしい」と申し出られた被爆者もあった。

数回にわたって面接して聴取したある被爆者の体験を要約して紹介しておきたい。「戦争前は、広島市本通りで自営業を営んでいたが、戦争が激化して軍関係の仕事に動員され、原爆によって妻子を失った。自分も仕事先で被爆し、九死に一生をえたが、ひとりぼっちで病氣と闘わねばならなかった。戦後四年目に再婚し、子どももできたが、一人前働けないので生活は苦しい。原爆被爆の体験と先妻との生活体験とが分かちがたく結びついているので、現在の妻子の助では被爆体験を語ることができない。自分の人生をめちゃめちゃにした原爆のことをだれにも語り伝えたいまま死んで行くことを思うと、この上なく残念な気持ちである。平和で幸福だった自分の妻子との家庭生活を、あとから後悔してしまつた戦争と原爆が憎い。私のように悲惨な体験をした人間がいることを、ひとりでも多くの人に知ってもらい、戦争と原爆の悲劇を二度とくりかえしてはならないことを訴えたい。」

4. 原爆被爆二十周年をむかえた被爆者

※ 理解されない被爆者の苦しみ

広島・長崎に原爆が投下されてから、ことしで満二十年になる。原爆の悲劇は、二十年前の八月に終わった過去の悲劇ではない。原爆被爆者は、この二十年間、苦しみと満ちた悲愴な日々を耐え忍んできたのである。

昨年八月以来「原爆は威力として知られたが、人間的悲愴として知られてはいない」という発言が大きな反響をよんでいる。原爆の驚くべき物理的破壊力や原爆の放射能による恐ろしい医学的後遺症―原爆症については広く知られているが、原爆被爆者の悲愴な生活や精神的苦悩は、まだよく知られていないのである。

原爆被爆者の人間的悲愴や苦悩が、よく知られていない原因はどこにあるのだろうか。原爆の物理的破壊力や原爆症の恐ろしさについての報道が多く、被爆者の人間的悲愴や苦悩についての訴えが少ないためだろうか。

原爆が投下されてから二十年間、とりわけ原水爆禁止運動が国民運動として盛り上がり、十一年間、原爆被爆者は自分たちの悲愴な生活や精神的苦悩を訴えてきた。新聞・雑誌なども被爆者の実態と苦悩を繰り返しとりあげたし、文学、映画なども被爆者の人間的悲愴を訴え続けてきた。それにもかかわらず、被爆者の人間的悲愴が、よく知られていないのはなぜだろうか。問題は、被爆者の人間的悲愴を、自分と同じ人間の問題として受けとろうとしない人びとが多いことである。

※ 原爆の知識と被爆者への差別

このことは、十年前、ビキニの水爆実験による「死の灰」の脅威とともに放射能障害の恐ろしさが広く知られて以来、原爆被爆者に対する差別がひろがったという、悲しむべき事実によって明らかである。被爆者は、多かれ少なかれ放射能を受けており、原爆症でいつ倒れるかも知れない。遺伝的に子どもに悪影響をおよぼすかも知れない。このような深刻な問題が知られるにつれて「被爆者は健康に不安があるから雇わない」「被爆者は結婚したくない」という差別がひろがったのである。

この事実から、私たちは「知ること」と「理解すること」とのちがいを考えてみなければならぬ。原爆の威力や被爆者の人間的悲愴について、あれこれの事実を「知る」だけでは足りないのである。被爆者の人間的悲愴の本質を同じ人間として「理解すること」が必要なのである。「原爆被爆者」という、私たちとちがった人間がいるのではない。私たちと同じ人間が、不運にも原爆の被害を受け、肉親を奪われ、家屋財産を失い、しかも死ぬまで消えない放射能障害を受けて、病氣と貧困の悪循環に苦しんでいるのである。私たちは「私たち自身がもし原爆にあつたら」と考え、被爆者の身になって洞(どう)察しなければ、被爆者の人間的悲愴や苦悩を理解することはできない。

5. 原爆被爆体験を原水禁運動に生かそう

原爆被爆後二十年、同時に敗戦後二十年にあたることしの八月には、原爆被害、原水爆禁止運動、戦争と平和などの問題に対する国民の関心が高まり、放送、新聞、雑誌などもこれらの問題を大きくとりあげた。また、これらの問題を主題にした書物も、たくさん出版された。

二十年も前の原爆戦争が、今日でもなお重要な問題として大きくとりあげられる理由は、どこにあるのだろうか。二十年前といえ、この文章を説く学生諸君はまだ生まれていないか、生まれたばかりのころである。このような、ある意味では遠い過去のことを、学生諸君にふりかえってもらいたいのは、けっして回顧趣味のためではない。

※ 被爆体験の今日的意味

二十年前の原爆被爆が、今日、私たちにとって重要な問題である理由は、何よりも原水爆戦争の危険が現実存在し、私たちを脅かしていることである。ベトナムで行なわれている戦争が、すでに拡大し、原水爆が使用され、その戦争にわが国がまきこまれる危険を無視することはできない。核兵器を積めるB52が、沖縄からベトナムの爆撃のために出撃し、台風避難という口実で大挙して飛来し、原子力潜水艦が寄港している。これらの事実が、アメリカの核戦略体制の一環として、わが国の基地が組みこまれていることを示している。

現実には核戦争の危険が世界を脅かし、わが国も核戦争にまきこまれる危険にさらされている。これは、広島、長崎の悲劇と被爆体験とは、国民・人類に対する警告・教訓として重要な意味をもっている。核戦争の危険が完全になくなるまで、広島、長崎は核兵器の悲愴を証言し続け、「ヒロシマ・ナガサキの悲劇をくりかえさないように」「世界中をヒロシマ・ナガサキにするな」と訴え続けなければならない。広島市民、長崎市民の被爆体験を、日本国民全体の体験とし、人類全体の体験にするために、原爆の悲愴と被爆者の苦しみを伝えなければならない。

※ 被爆体験と原水禁禁止運動

原爆の悲愴と被爆者の苦しみをまじめに考えるならば、だれしもが、この悲劇を二度とくりかえしてはならないと考える。原水禁禁止を願うはずである。ところが、現実には、原水禁禁止のための運動は、分裂し、混乱しており、全国民の運動にはなっていない。

日高六郎氏は、「日本国民が唯一の被爆国民である」という体験の深さは、日本の平和運動、反戦運動、原水禁禁止運動の根源です。」と書いている(『世界』昭和三十六年十一月号)。被爆体験は、原水禁禁止運動のエネルギーになってはいるが、運動の方向づけを正しくするには役立っていない。被爆体験と原水禁禁止運動との関係について、深く考えてみる必要がある。

日本国民の原爆被爆体験には、広島、長崎の被爆体験と、ビキニの水爆実験による「死の灰」の被爆体験との二つがある。このうちのどちらを重視するかは、原水禁禁止運動の方向を考えるさいに大きな意味をもっている。「死の灰」を重視すれば、原水禁禁止の実験禁止を強調することになる。広島・長崎の体験を重視すれば、原水禁禁止の阻止を強調せざるを得ない。

※ 二十年間続いている苦しみ

被爆者の苦しみは、この二十年間、基本的には変わることなく続いている。原爆病院ができ、原爆医療法によって健康診断や治療は国費で行なわれるようになったが、原爆症の根治療法はまだ発見されず、被爆者はいつ原爆症が発病するかもしれない不安をぬぐい去ることはできない。しかも、発病の不安は、生活の不安と結びついている。働き手が発病すれば、家族の生活は成り立たなくなるし、主婦が発病しても家庭生活が崩壊するのである。

被爆者の心の中では、このような深刻な不安感とともに、疎外感も深まっている。もともと、被爆者には「なぜ自分だけが、こんなに苛(か)酷な運命を忍ばねばならないのか」という気持ちがある。強かったが、昭和三十年ごろからは、被爆者に対する差別が強まり、一般国民との生活水準・消費水準の格差が大きくなっている。「自分だけが苦しんでいる」「自分の苦しみは理解してもらえない」という疎外感が深まっているのである。

※ 被爆者との人間的連帯

被爆者が、疎外感を克服し、国民全体との連帯感を見出すことができたのは、十年前、原水禁禁止運動が爆発的に高揚し、そのなかで被爆者が大きな役割を果たし、被爆者救済運動が国民運動として盛りあがったところであった。当時、被爆者たちは「生きていてよかった」「私たちの苦しみはむだではなかった」と実感をもてることができた。しかし、その後の原水禁禁止運動は系列化し、分裂し、被爆者は原水禁禁止運動のなかでも疎外感を深めている。

日本の社会では、一人前の労働力をもっている人でも、自分の生活を維持することがむずかしい。原爆の放射能によって、一人前に働けなくなった被爆者、しかも発病と生活の不安におびえ、差別と疎外感に苦しめられている被爆者が、北は北海道から、南は沖縄まで、全国に散らばって生活しているのである。すべての国民が被爆者に対して、同じ人間としての暖かい理解と協力をおしなすことが必要である。

また、今まで行なわれた原水禁禁止運動によって、大量の「死の灰」が世界中にばらまかれ、人類全体が被爆者になっていること、原水禁禁止の脅威のもとにあつて、人類全体がさらに悲愴な被爆者になるおそれがあることを認識し、広島・長崎の被爆者との連帯感を深めねばならない。

〔注〕これは、『山陽新聞』(昭和四十年一月七日)に、連載記事「被爆二十周年を考える」の第三回目に掲載された拙稿に若干加筆したものである。

最近「原爆白書運動」が展開されているが、この運動は原爆被害の全容を明らかにするために必要なのであり、それ自体きわめて有意義なものである。筆者としても、ささやかながらこの運動に協力してきた。

しかし、それと同時に必要なことは、被爆者に対する親身な理解を国民のなかにひろげることである。被爆者の苦しみを、同じ人間の苦しみとして内面的に理解するよう、くりかえし訴えたい。被爆者の悲愴が、外面的に知られるだけでは、被爆者に対する差別がなくなりだそうからである。

しかし、広島においては、原爆投下の直後から、「この悲劇をくりかえしてはならない」という運動が始められていたのである。原爆投下直後からの運動は、占領軍によるきびしい弾圧を受け、全国民の運動として発展することはできなかったが、それにもかかわらず、勇気強く続けられていた。たとえば今掲載した「原水禁時代」には、占領下の苦難に満ちた運動の歴史が証言されている。原水禁禁止運動による被害を無視することはできないが、それよりもはるかに危険な原水爆の使用―原水爆戦争の脅威を重視しなければならぬ。ところが、現実には「いかなる国の実験にも」反対するかどうかという問題によって、原水禁禁止運動が分裂しているのである。原水禁禁止運動という共通の基本的目標によって、わが国の原水禁禁止運動も、世界の原水禁禁止運動も再統一されることが必要である。

※ 国際情勢と原水禁禁止運動

原水禁禁止運動が分裂した直接の原因は、被爆体験をどう解釈し、理論化するかといったことではなく、国際情勢の影響、とりわけ中ソ論争と中ソ対立の影響である。原水禁禁止が実現することを真剣に願うならば、国際情勢に対する理解を深め、原水禁禁止は現実にはどのような条件をととのえることによって実現できるかを考えなければならぬ。

原水禁禁止運動によって人類を絶滅させたいと思っているものは、狂人以外には、だれもいないであろう。世界の平和は、だれしもが願っている。にもかかわらず、原水禁禁止は製造され、貯蔵され、核戦争体制は強化されている。その原因は、国際関係の緊張が続いていることである。また、すでに起こっている戦争を終わらせ、全面戦争への拡大を防がなければならないことも明らかである。根本の問題は、国際関係の対立や緊張の原因を正しく認識し、それをとりのぞく正しい方向を見出すことであるが、それには国際関係や各国内の情勢の科学的認識が必要である。「原水禁禁止」とくりかえしているだけでは、原水禁禁止を実現することはできない。原水禁禁止を真剣に願うならば、内外情勢に関心を深め、政治的認識を高めなければならない。

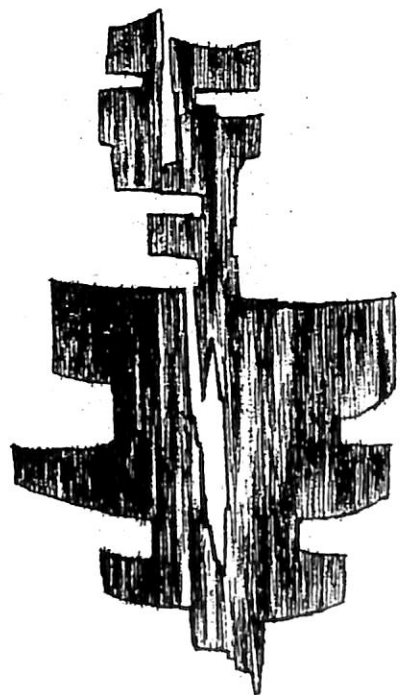
※ 原水禁禁止運動と国民

原水禁禁止運動が分裂した原因としては、この運動が真の国民運動になっておらず、政党幹部などに上から引きまわされていることも無視することはできないであろう。政党間の対立が、原水禁禁止運動のなかにもちこまれ、運動を系列化しているのである。

原水禁禁止運動が、真の国民運動として発展するには、国民ひとりひとりが被爆体験を語りきけるとともに、内外情勢に対する政治的認識を高め、下からの運動を展開させることが必要である。国民の政治的関心は、戦後二十年の間に高まっている。昭和二十九年から三十五年までの東京市民の政治意識の変化を追求したパネル調査によれば、「今の日本でどんなことがあってもこれだけは守られなければならないもの」として、「家の幸福」をあげたものは五十一％から一八％に減少し、「平和」をあげたものは一七％から四二％に上昇している。

原水禁禁止運動の問題を考えるのは、八月の年中行事であつてはならない。

〔注〕これは、『広島女子大学生新聞』(昭和四十年九月十五日)に掲載したものである。同報の二論文と二題の、



原爆被害問題と被爆者問題

山手 茂

日本原水爆被害者団体協議会(略称・日本被団協)は、被爆二五周年を迎えた今年の運動方針の冒頭において、被爆者を取りまく情勢を、一方では「原爆被害の風化政策」が進められ、他方ではそれに抵抗する「原爆被害の実相の再認識・被爆体験継承・平和教育・核武装阻止の運動」が進められている、と分析している。この二つの対立する動きは、被爆以来続いてきたといえようが、最近の段階の特徴は、この対立がますます顕著になり、かつ複雑な様相を呈していることである。

まず、「原爆被害の風化」の側から検討してみよう。昭和三十六年、坂本義和氏は、「権力政治と平和運動」(『世界』十一月号)において、「広島・長崎の原爆体験に基づく平和主義、原水爆に対する絶対的否定の精神——これは戦後日本国民がもっているものの中で世界に誇りうる唯一の民族的資産であるといっても決して過言ではない。日本国民が原爆体験を共有するというよりは、原爆体験を共有することによって初めて、精神的連帯性をもった日本人という名の民族が成立しようとした方が正しい位である。」と原爆被爆体験の意義を高く評価し、「もしわれわれ一人一人が、肉体的被爆者のこの体験と願いとを精神的に共有していない——あるいは共有する意欲を失っている——のであれば、『原爆体験』を民族的連帯の基盤とする日本『国民』は、実はわれわれ自身の手で解体されてしまっているのである」と警告している。

この坂本氏の警告にもかかわらず、被爆体験の空洞化が進んでいく。「核アレギー解消論」は、非被爆者によってだけではなく、被爆者によっても唱えられるようになった。昭和四十三年、自ら被爆者となる入江通雅氏は次のように書いている。「たしかに、日本は、いまのところ世界唯一の原爆被爆国である。私自身もその被爆者の一人である。しかし、だから何だというのであろうか。……そもそも日本だけが核兵器の惨禍を知っているというのも、一種の思いあがりであり、今日核兵器を持っているほどの大国の指導者は、誰であれ、日本の市井の人よりも、おそらくはるかに正確に、核兵器の惨禍と被害の大きさを熟知しているものと考えられる。したがって、核兵器の惨禍を世界に周知徹底さすという『日本の歴史的使命』なるものも、実は自己満足的なものに過ぎないといえるかもしれない。それに『歴史的使命』感もほどほどにしないと、行き過ぎては国家の運命を誤る。』(『核時代の国際政治状況と安全保障』『国民講座・日本の安全保障』第五巻、原書房)

●特集二五年目のヒロシマ(1)

私は何故被爆者運動をやるのか

伊東 壮	4
山手 茂	7
尾島愛子	10
中島竜美	13
佐藤博史	16
平岡 敬	19

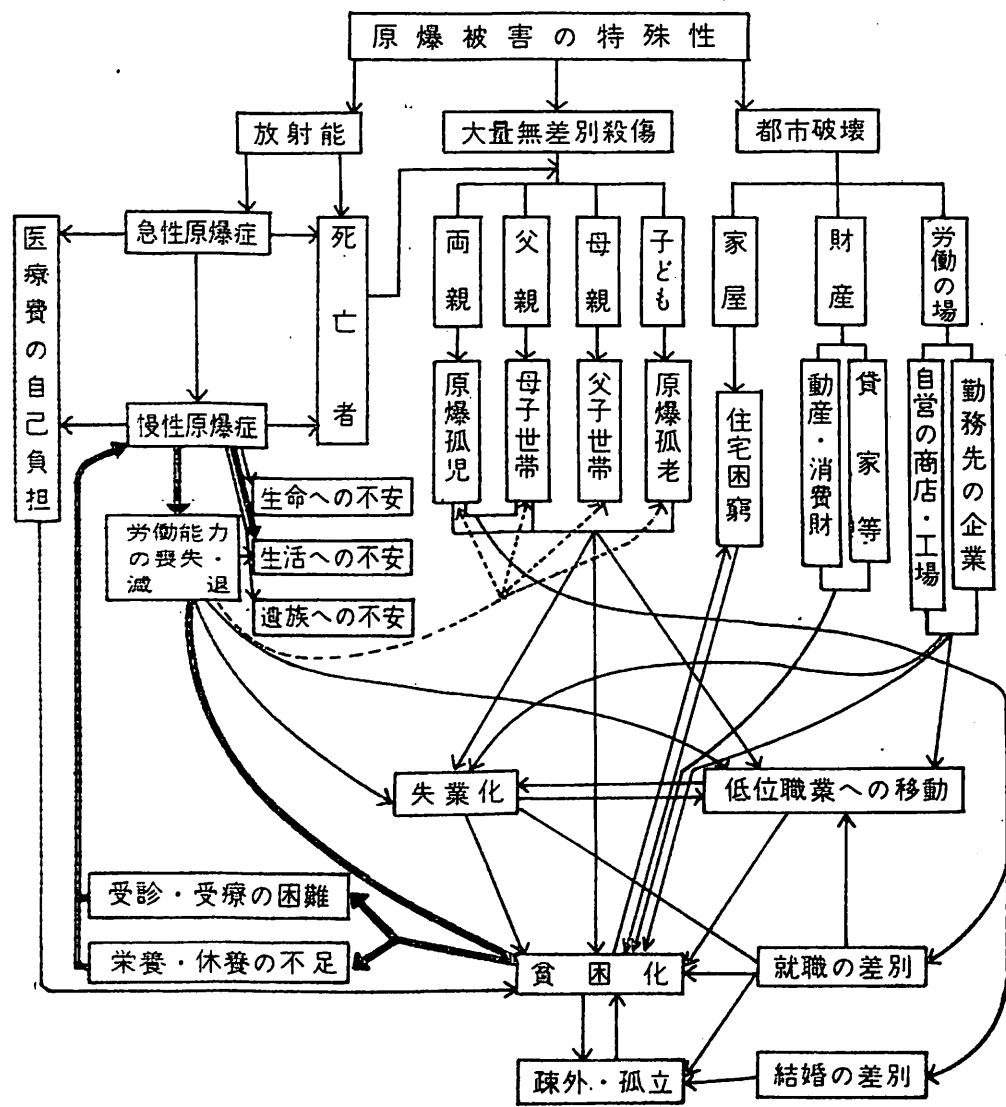
この入江氏の見解と同様な意見をもつ被爆者が少数ながら存在すること、しかしその数は増加していることが、いくつかの被爆者調査によって示されている。昭和三十一年、筆者たちが行なった広島被爆者調査では、「原水爆は必要か」という質問に対して、六・五%が「必要だ」と答え、一〇・六%が「時と場合によっては必要だ」と答えている(広島原水協『原爆被害者実態調査報告』)。昭和四十三年、中国新聞社が行なった調査では、「日本の自力核武装や核兵器の持ちこみ」に、被爆者の二四%、非被爆者の二六%が、「事情によりやむをえない」と答えている。このような調査結果から、「被爆者のなかでも原爆被害の風化・被爆体験の空洞化が進んでいるのではないか」、「被爆者と非被爆者との間に核政策に対する態度の相違がほとんどない」とすれば被爆体験とはいったい何であろうか」といった疑問がわいてくる。金井利博氏が提起した「原爆は威力として知られたか。人間的悲惨として知られたか」という問題(詳しくは『核権力——ヒロシマの告発』三省堂、昭和四五年刊、参照)が、被爆者にも非被爆者にも、もっと広く受けとめられる必要がある。さらに、被爆者のなかに被害の程度の相違、被害の受けとめかたの相違が大きいという現実を認識するとき、原爆被害問題と被爆者問題とを区分して考えることも必要になる。

この必要性は、「原爆被害の実相の再認識・被爆体験継承・平和教育・核武装阻止の運動」の側の問題を分析しようとするとき、いっそう明らかになる。最近、原水爆被災白書運動・原爆爆心地復興元調査運動・原爆被災資料蒐集保存運動など多様な運動が盛り上がり、分裂した原水爆禁止運動、自立性を強めている被爆者運動などを含めて、原爆被害をめぐる運動は複雑な様相を呈している。これらの多様な運動は、それぞれに一定の意義をもっているのであるが、相互の関連をみると互いに強めあうばかりではなく、互いに弱めあうばかりであらわれている。原水爆禁止運動が、分裂したままでは強力な国民運動として発展することができないという点は、すでに多くの論者によって主張されている。しかし、原水爆禁止運動と被爆者救援運動との結びつきはどのように強化されるか。原水爆被災白書運動は原水爆禁止運動および救援運動とどのような関係をもっているか、などの問題は、まだ十分検討されていない。

原水爆禁止と被爆者救援を訴えるためには、原爆被害を徹底的に解明し、その人間的悲惨を強調することが必要である。しかしその反面、原爆症や遺伝的障害の不安を強調することは、被爆者や被爆二世にとっては、不安感を強められ、差別を招くなど、新しい被害の原因になっている。この新しい被害は、ビキニの「死の灰」の問題を契機として放射能障害の認識が被爆者を含めた国民のなかにひろがったことによって生まれた。すでに、昭和三十五年、中野清一氏は、あゆみグループの会報に、原爆被害の誇張が、「辛うじて生き続けている被爆者たちの、なけなしの生きようとする気力をさえ、よしそれを意識してではなからうと、奪いさらうとしている」

《参考》

第1図 原爆被害の諸要因の構造的関連



『原爆被害の特質と「被爆者援護法」の要求—被爆者救援運動の発展のために』
(つるパンフ)、日本原水爆被害者団体協議会、1966. 10. 15

という矛盾を指摘してゐる（附記とともに『中野清一教授記念事業会、昭和四〇年刊』）。当時は、被爆青年の結婚・就職の差別や前途に対する不安が中心の問題であつたが、それから十年を経た今日では、被爆二世の結婚の差別や前途の不安が中心の問題になっている。子どもをもつ被爆者のなかで、子どもの病氣や障害を原爆被害と結びつけて考え「被爆二世にも被爆者手帳を」と要求するグループと、それに反対して「遺伝的障害を問題化するのは不安と差別を招くばかりだ」と主張するグループに分かれてゐる。

このような被爆者問題の現状をみると、被爆者問題の原因には、原爆被害ばかりではなく、日本社会の矛盾があることを重視せざるをえない。被爆者に対する十分な医療保障と生活保障が行なわれなかつたのは日本の社会保障の貧困のためであり、被爆者援護法が今日にいたるまで制定されていないのは日本の政府や国会が原爆被害に対する国家の責任を認めないためであるが、被爆者や被爆二世に対する差別が行なわれているのは日本国民のなかに眞のヒューマニズムが確立していないためである。このように考えると、被爆者問題には、日本社会の諸矛盾が集中的にあらわれており、被爆者問題を二十五年かかっても解決できないわれわれ日本国民の思想性の低さがあらわれているといえよう。

原爆被害問題と被爆者問題とが分かちがたく結びついていることを前提としながらも、両者をいちおう区別した上で、このうちのどちらを重視するべきか、という問題を提起してみたい。筆者は、被爆者問題を重視する立場を選ぶ。被爆者問題の解決のためには、被爆者援護法の実現とともに、就職や結婚の差別が全く行なわれなくなるまで被爆者と非被爆者の連帯が深められ、被爆体験の思想が高められることが必要であろう。このような観点から原爆被害問題をとらえ直すとき、原爆被害問題へのとりくみかたも再検討することが必要となるであろう。再検討を要すると考えられる具体的な問題点を指摘しておけば、次のような問題がある。

原水爆被災白書推進委員会が、昭和四十一年に発表した『日本政府による原爆被災白書の作製に關する要望書』は、「世界平和へ貢

献できる貴重なる国家的事業」として大規模な調査計画をもちこんでいるけれども、これに対して被爆者のなかから、「白書に四十四億七千万円を要求しているが、われわれ庶民には、そういうことは死んだ子の年を数えるにも似た空しさのあることを感ずる。現実には援護をしなければならぬ被爆者がうようよしているのに、高いところでアレヨアレヨは自己満足に似た学者さまのことにように思える。そのうちに被爆者はつぎつぎに死の淵に追いやられている。」という批判が出されている（『ひろしまの河』第一四号）。被爆以来二十五年間、国家による援護を待ち続け、「もうこれ以上待てない」という被爆者の要求にどう答えるか、被災白書運動の中で十分検討すべきであろう。

これと関連して、昭和四十二年、厚生省の全国被爆者調査の結果が発表されて以来、厚生省の「被爆者」と他の国民一般との間に有意の差と認められるものがあつたが、全般的にいちじるしい格差があるという資料は得られなかつた」という政治的な結論に反撥するあまりに、「調査をやり直せ」という運動が起こつたことについても、それが真に被爆者問題の解決に有効な運動であつたか再検討が必要であらう。筆者の考えでは、厚生省調査は、専門委員による生活史調査の結果や、その他の諸資料を綜合することができれば、一定の格差を実証し、援護の必要性を示す根拠になりえた。しかも、被爆者援護の論理は、基本的に、「格差の大きさ」にもとづくのではなく、原爆被害の特殊性と国家責任にもとづくのであるから、「調査をやり直す」ことよりも、「正しい理論を導き出す」ことの方が必要なのである。爆心地復元調査運動や被災資料蒐集保存運動についても、それらが原水爆禁止にとってばかりではなく、被爆者援護にとつても有効なものになるよう期待したい。

最後に、被爆者問題の理論化のために、社会保障、社会福祉、社会問題に直接間接に関係する社会科学者の参加が、被爆者から求められていることをつけ加えておきたい。